

581 大学教授及び弁護士と判検事補任

〔法学新報〕第30卷2(338)号 大正9年2月1日

○大学教授及弁護士と判検事補任 政府は今回帝国大学教授若くは弁護士中より無試験にて直に大審院各控訴院判検事に補任

するの道を開き人材の網羅を図ることに決し既に司法省に於て立案の上目下内閣に於て審議中なるか近近決定の上勅令を以て公布せらるへし而して人材を考試に依らずして採用する途は既に裁判所構成法第六十五条及び第七十条に規定しありて三年以上帝国大学法科教授若くは弁護士たる者は試験を経ずして判検事に、五年以上法科教授若くは弁護士たる者は控訴院判検事に、十年以上に達したる者は大審院判検事に任せらるることを得る規定あるに拘はらず之を實際に適用すること能はざる勅令ある為め今日まで之か実施を見ること能はざりし事情あり即ち官等俸給令第四条第一項に「初めて高等文官に任せらるる者の官等は六等以下とす」とあり弁護士、大学教授にして判検事たらんとすれば高等官六等以下の最下級判検事に任せらるる外途なきを以て今回特に該規定を撤廃せることに決定したる次第なり右改正の曉に於ては弁護士大学教授の在職年限五箇年以上の者は各控訴院判検事に、又十年以上在職者は大審院判検事に任せらるることを得へし